

安心で安全な水の供給を続けるために ～水道事業を支える水道料金～

問い合わせ
上下水道事業所
☎ 277-3241

広報たいし9月号と10月号では、将来の事業運営費用の見通しや水道料金の水準、経営状況などについてお伝えしました。今回は、水道料金改定の必要性や考え方などについてお知らせします。

持続可能で安定した水道事業を営む上で、水道料金は3年間から5年間程度の算定期間における対象経費（総括原価※）を賄えるように設定することが必要とされています。

※総括原価とは、「営業費用」＋「支払利息」＋「施設などの計画的な改修・更新に必要な費用」を指します。

太子町の今後5年間の総括原価の総額は、約3,350百万円（1年あたり約670百万円）と見込まれます。それに対して、水道料金収入などの総額は約1,770百万円（1年あたり約350百万円）となり、不足する資金を料金改定により確保する必要性が生じています。

今後5年間（令和7年度から令和11年度まで）における 1年あたりの総括原価と料金収入



上記の見通しや経営状況、災害対策などの必要性を踏まえた水道料金のあり方について、太子町行財政審議会に諮問し、審議の結果、総括原価の不足分の40%を料金改定により賄うことが適当である旨、以下の意見を付して答申を受けました。（行財政審議会の審議内容は、町ホームページをご覧ください。）

答申（意見部分）

- ・水道事業の効率的な運営と経費の節減に向け、最大限努力すること。
- ・災害に強い安心・安全な水道水の供給ができるよう、施設や管路の適正な管理・更新に努めること。
- ・物価・金利などの動向に応じて経営を見通し、世代間で公平な費用負担となるよう、定期的な水道料金改定の検討を行うこと。
- ・水道料金の改定に当たっては、広報やホームページなどで分かりやすく周知するなど、利用者の理解を得るよう努めること。

今後、この答申を踏まえた水道料金の改定に向けて手続きを進め、正式に改定が決定した場合は、その詳細についてお知らせします。皆様のご理解をお願いいたします。



【町ホームページ】
行財政審議会